

八筑医発第28-565号
平成29年2月28日

会 員 各 位

八女筑後医師会長 黒岩 光
担当理事 馬田 裕二

公費医療費助成の改正について（川崎町）

標記の件について、川崎町では平成29年4月診療分より下記のとおり改正され、負担割合や医療証の有効期限が変更になる旨の通知が福岡県医師会よりありましたので、4月1日以降は医療証をご確認くださいますようお願い致します。

なお、詳細につきましては、川崎町役場社会福祉課子ども係（0947-72-3000（内線131））までお問い合わせくださいますようお願い致します。

記

◆改正内容◆

医療名	改正前	改正後
こども医療 (レモン色) 【負担者番号】 81401150	【現物給付】 対象者 小学校6年生まで 入・外 無料	【現物給付】 対象者 <u>中学校3年生まで</u> 入・外 無料
重度障害者医療 (ブルー) 【負担者番号】 80401151	【現物給付】 対象者 重度障害者 一部自己負担金 入院1日当たり500円(月20日限度) ※低所得者の場合 1日当たり300円 外来1月当たり500円限度 ただし、小学校1年生～小学校6年生の重度障害者医療受給者は、入・外 無料	【現物給付】 対象者 変更なし 一部自己負担金 変更なし <u>ただし、小学校1年生～中学校3年生の重度障害者医療受給者は、</u> <u>入・外 無料</u>
ひとり親家庭等医療 (オレンジ色) 【負担者番号】 90401159	【現物給付】 対象者 母子家庭、父子家庭等 一部自己負担金 入院1日当たり500円(月7日限度) 外来1月当たり800円限度 ただし、小学校1年生～小学校6年生のひとり親家庭等医療受給者は、入・外 無料	【現物給付】 対象者 変更なし 一部自己負担金 変更なし <u>ただし、小学校1年生～中学校3年生のひとり親家庭等医療受給者は、入・外 無料</u>

※就学前までは「子ども医療証」、小学生からは「重度障害者医療証」「ひとり親家庭等医療証」を優先。